

鴻巣市中小企業及び小規模企業振興方針

令和6年3月

鴻 巣 市

目次

第1章 方針策定にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 推進体制及び推進方法・・・・・・・・	2
4 方針の期間・・・・・・・・	2
第2章 鴻巣市の産業の現状と課題 ・・・・・・・・	3
1 鴻巣市経済振興の現状と課題・・・・・・・・	3
2 産業の動向・・・・・・・・	3
第3章 方針の基本的な考え方 ・・・・・・・・	14
1 基本理念・・・・・・・・	14
2 将来像・・・・・・・・	14
3 振興方針・・・・・・・・	14
4 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた方針の推進・・・・・・・・	15
第4章 行動方針と具体的な取組 ・・・・・・・・	16
行動方針1 事業所の経営支援・・・・・・・・	16
行動方針2 起業・事業開発の支援・・・・・・・・	18
行動方針3 就労の促進と働きやすい職場づくり・・・・・・・・	20
行動方針4 企業誘致・定着の推進・・・・・・・・	22
資料編	
鴻巣市中小企業及び小規模企業振興基本条例・・・・・・・・	23

第1章 方針策定にあたって

1 目的

本市は江戸時代より中山道の宿場町としてにぎわうとともに、人形の産地として栄え、現在はJR高崎線や国道17号が市域を縦貫し、関越自動車道や東北自動車道に囲まれる良好なアクセスを生かした交通の要衝として、また、花と緑に彩られた自然豊かな住環境を享受できるまちとして発展してきました。

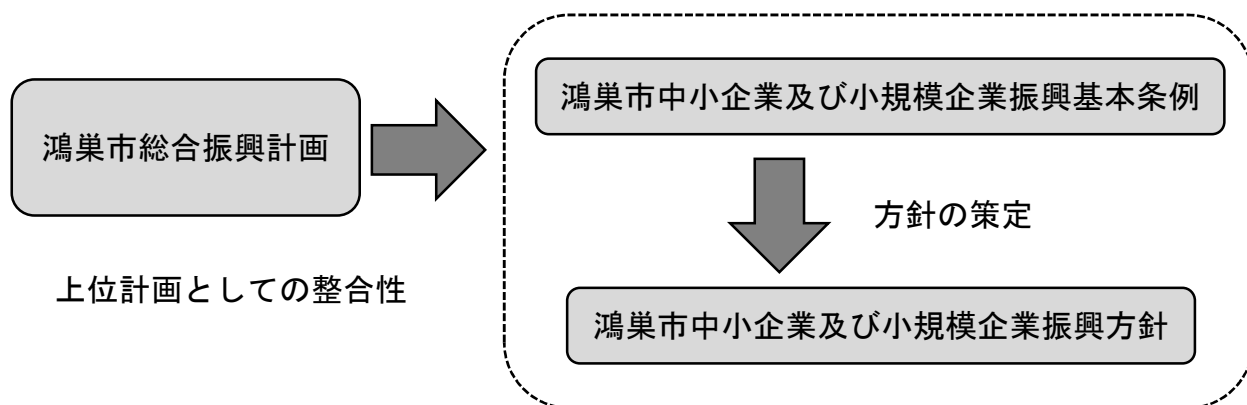
しかし、人口減少や少子高齢化、グローバル化の進行、環境問題の深刻化、さらに新型コロナウイルス感染症によって生まれた新たな価値観への関心の高まりなど、本市を取り巻く社会経済情勢は急速に変化しています。そのような中、今後も持続的に発展していくためには、市民、事業所、行政等が一体となり、今後の産業振興の目指す将来像やその実現に向けた中長期的な方向性、施策を共有し、総合的かつ体系的に推進することが重要です。

本市では、令和4年4月に、地域経済と地域社会の発展を一体となって目指すための指針として「鴻巣市中小企業及び小規模企業振興基本条例」を施行いたしました。この条例に基づき、本市が抱える課題に柔軟に対応した支援施策を展開し、より一層の産業の活性化を図るため、中長期的な方向性を示す方針として「鴻巣市中小企業及び小規模企業振興方針」を策定します。

2 位置づけ

「振興方針」は、地域産業及びその担い手である中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）が地域社会の発展に果たす役割の重要性のもと、鴻巣市を取り巻く社会経済環境の変化等を踏まえ、市と中小企業者等が協働して取り組む中小企業等の基本的方向性や推進する施策などを明らかにするものです。

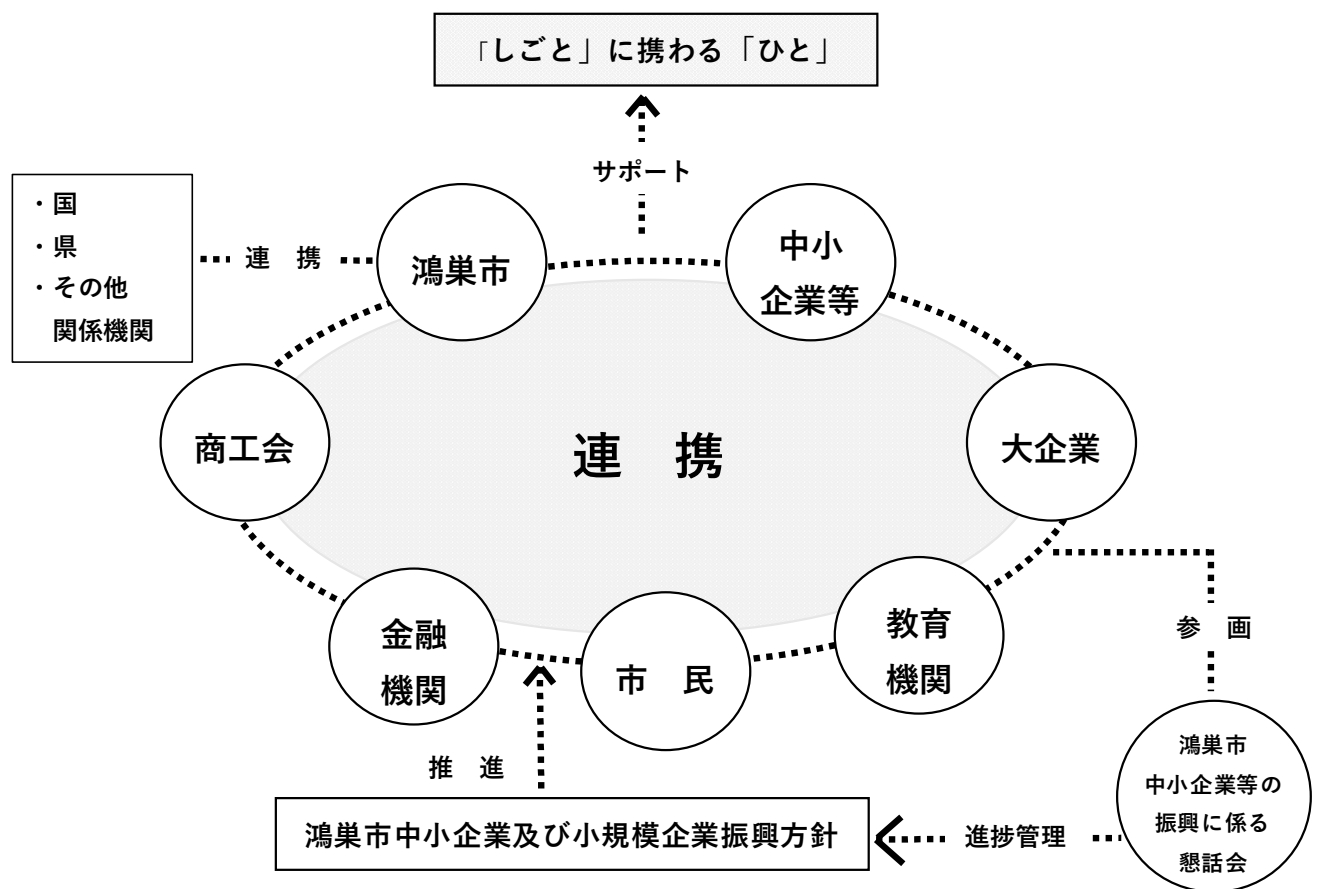
この「振興方針」は、市の最上位計画である鴻巣市総合振興計画で位置づけられた関連施策との整合性を保ちながら取組を進めます。



3 推進体制及び推進方法

方針に位置付けられた産業振興のための施策を着実に実行し、市ににぎわいをもたらすためには、市、商工会だけでなく、大企業、中小企業等、金融機関、教育機関、市民がそれぞれの役割を認識し、責務を果たしつつ、互いに連携・協働した取組を進めていくことが重要です。また、変化する社会経済情勢や国や埼玉県の産業政策に柔軟かつ適切に対応していくことも必要です。

また、方針の推進にあたっては、産業関係団体の関係者、金融機関の関係者、教育機関の関係者で構成する「鴻巣市中小企業等の振興に係る懇話会」を設置しており、方針内容の確認、情報の共有等を図る中で、地域経済発展に取り組む事業者や市民の意見・情報・支援策を取り入れ、方針の継続的な見直しにつなげていきます。



4 方針の期間

本方針の期間は令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5か年度とします。

第2章 鴻巣市の産業の現状と課題

1 鴻巣市経済振興の現状と課題

鴻巣市は、他の地域と同様、少子・高齢化の中にあり、人口は減少しており、経済のグローバル化の中で鴻巣市経済の先行きが不透明となっています。

これまでも、大手メーカーの工場により、財政面や雇用面で寄与していただいておりますが、鴻巣市全体で見ると、地域経済は低迷傾向にあります。また、商店街が衰退し市街地の形成に影響を及ぼしています。

近年は、消費者ニーズの多様化や近隣地域への大型店の出店により市内商業を取り巻く環境は厳しさを増しており、廃業による事業所数の減少や空き店舗の増加、経営者の高齢化による後継者不足が大きな課題となっています。

これからの地域経済の活性化には、これら厳しい経営環境におかれている地元中小企業や金融機関、教育機関、大企業並びに市民の理解と協力が必要不可欠となっています。

2 産業の動向

(1) 人口の動向

鴻巣市の人口推移を見てみると、この6年間で人口は、1,313人減少していますが、世帯数は、2,911世帯増加しております。これは、少子化や進学・就職を契機とした若い世代の市外転出の増加が要因であると考えられます。

減少傾向にある人口とは対照的に、世帯数は、増加傾向にあります。この背景には、核家族化や晩婚化が考えられます。また、子どもが就職や結婚を契機に親元から独立するケースや、若い世代の単身世帯が増えているものが要因であると考えられます(表2-1)。

表2-1 鴻巣市の人口・世帯数の推移

(単位：人・世帯)

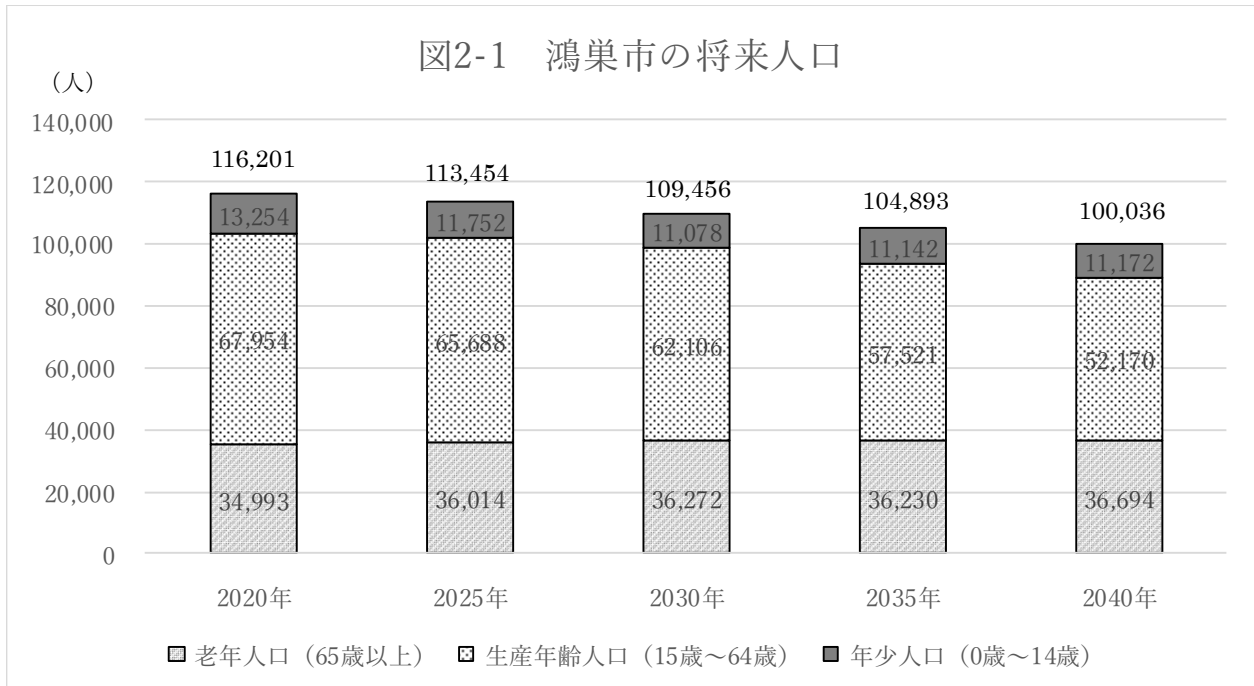
年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
人口	118,974	118,512	118,170	117,895	117,578	117,661
世帯数	49,408	49,929	50,427	51,065	51,577	52,319

※年度末数値

(資料) 住民基本台帳

(2) 将来人口

本市の人口は、2023年（令和5年）3月時点で117,661人ですが、鴻巣市総合振興計画の将来人口展望によると、2040（令和22）年には、100,036人になると見込まれています。これにより、人口減少と高齢化に伴い消費が減少し、市内の経済規模が縮小されることが想定されます。加えて、生産年齢人口（15歳～64歳まで）の減少により労働力も減少し、人材不足が深刻化することが予想されます（図2-1）。



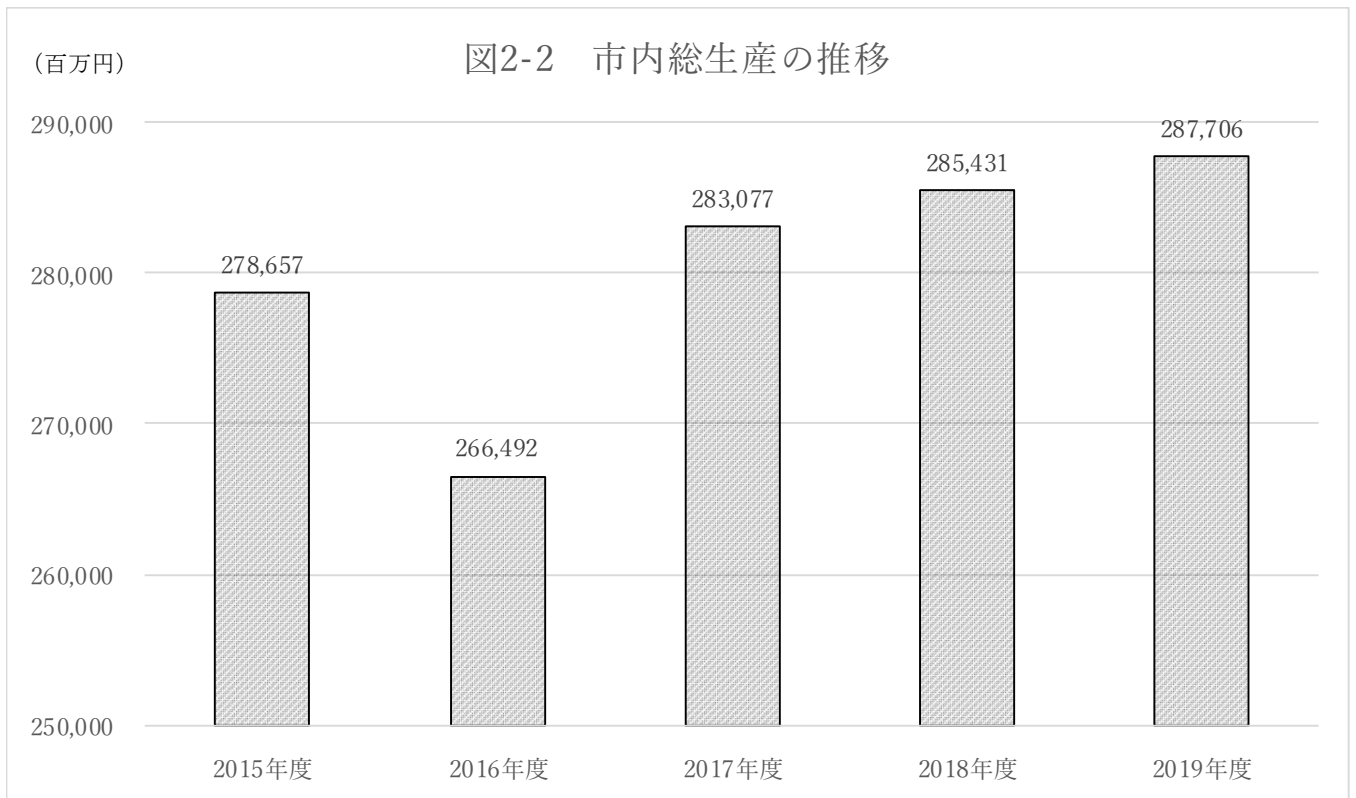
(資料) 2020年は国勢調査の実績値

2025年～2040年は鴻巣市総合振興計画

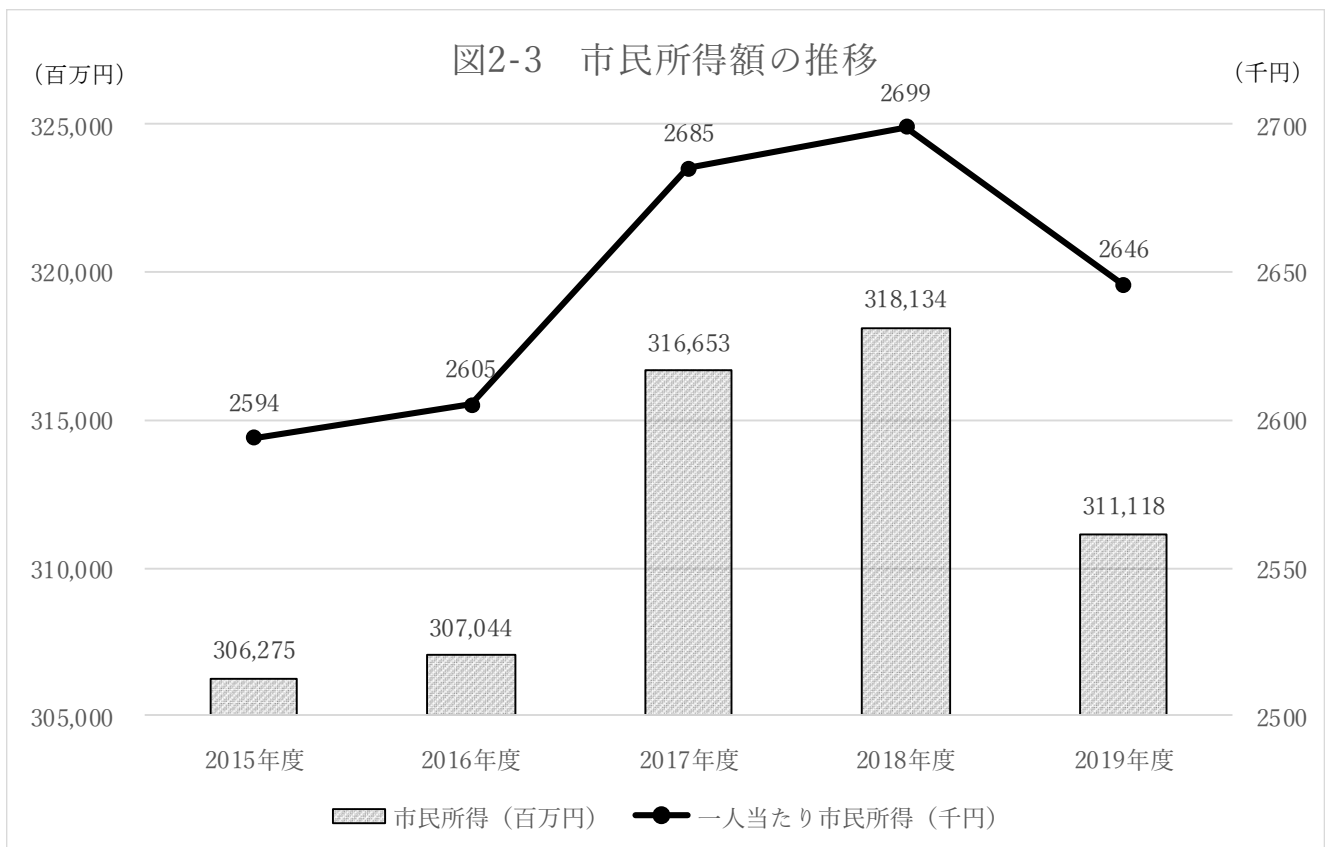
(3) 市内総生産及び市民所得額

市内総生産については、2016年（平成28年）に減少したものの、その後は毎年増加しております。今後も総生産額を増加させるためには、販路を拡大し、消費量を増やすとともに、オートメーション化や人材確保による生産性の向上を図る必要があります（図2-2）。

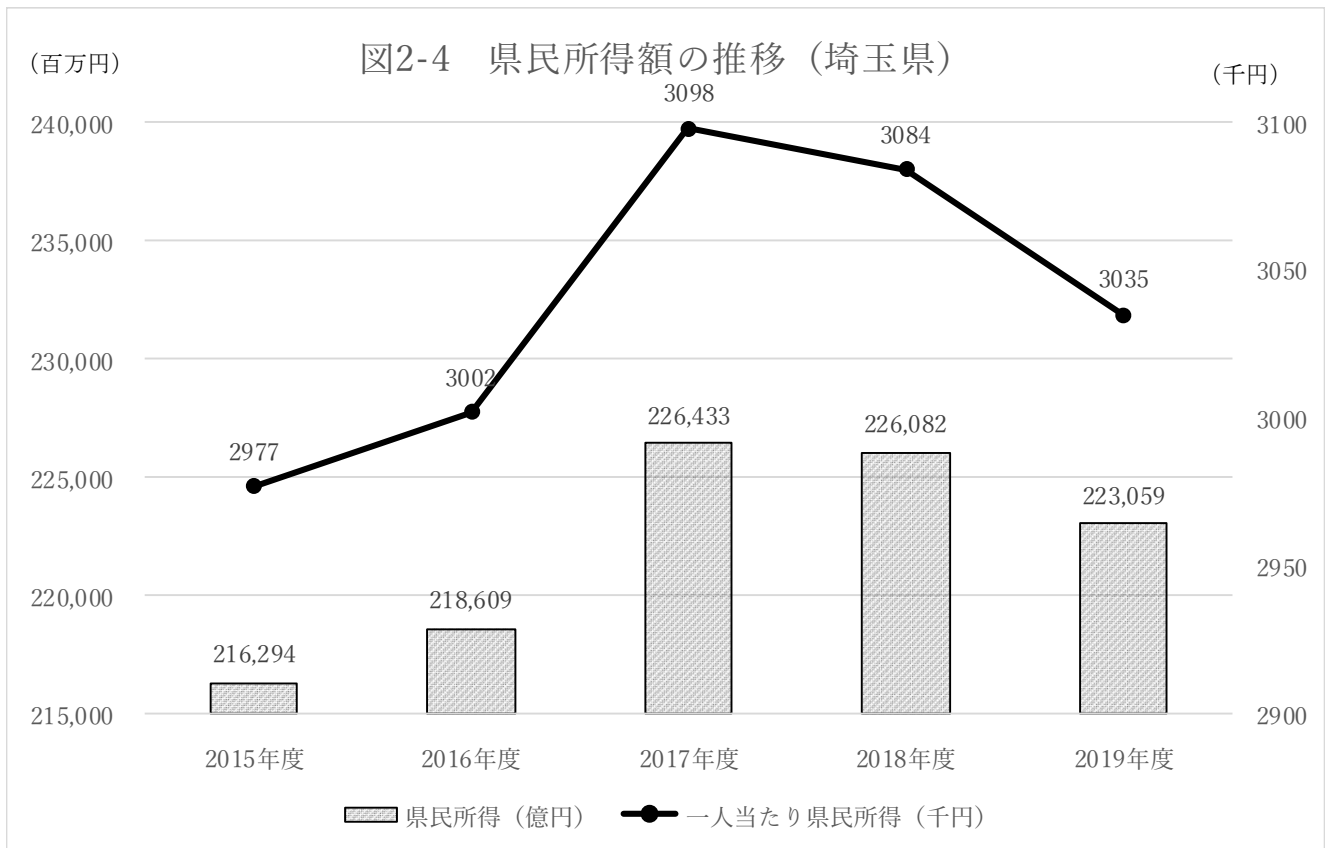
市民所得については、2018年（平成30年）まで毎年増加しておりましたが、2019年（令和元年）に減少に転じました。2019年（令和元年）の市民一人当たりの平均所得は、2,646千円であり、埼玉県平均の3,035千円を下回る状況にあります。市民所得の増加は、消費の拡大だけでなく、商業・サービス産業等の成長といった好循環の源泉となるため、所得を増やし、市民生活の向上を図る取組が必要です（図2-3、図2-4）。



(資料) 埼玉縣市町村民経済計算



(資料) 埼玉縣市町村民経済計算



（資料）埼玉縣市町村民経済計算

（4）産業構造

2016年（平成28年）と2021年（令和3年）の事業所数・従業者数を比較するとほとんどの業種で事業所数、従業者数ともに減少しております。特に「製造業」「卸売業、小売業」が大きく減少しております。

反対に「医療、福祉」は、事業所数、従業者数が増加しております。これは、全国的にみても高齢者が増加していることに伴い、高齢者が利用する施設が増えていることが要因と考えられます（表2-2）。

表2-2 業種別事業所数・従業者数

鴻巣市	2016年				2021年			
	事業所数	構成比 (%)	従業者数	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	従業者数	構成比 (%)
農業、林業	25	0.7	279	0.9	33	1.0	353	1.1
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	363	10.2	1,757	5.5	325	10.1	1,519	4.9
製造業	320	9.0	7,132	22.2	275	8.5	6,807	22.1
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.03	5	0.02	1	0.03	8	0.0
情報通信業	16	0.4	103	0.3	27	0.8	192	0.6
運輸業、郵便業	74	2.1	1,332	4.2	71	2.2	1,645	5.3
卸売業、小売業	903	25.3	7,773	24.2	771	23.9	6,691	21.7
金融業、保険業	39	1.1	401	1.3	39	1.2	443	1.4
不動産業、物品賃貸業	252	7.1	626	2.0	217	6.7	670	2.2
学術研究、専門・技術サービス業	101	2.8	305	1.0	110	3.4	387	1.3
宿泊業、飲食サービス業	376	10.5	2,610	8.1	285	8.8	2,131	6.9
生活関連サービス業、娯楽業	399	11.2	1,619	5.1	362	11.2	1,446	4.7
教育、学習支援業	151	4.2	935	2.9	133	4.1	988	3.2
医療、福祉	314	8.8	4,995	15.6	357	11.1	5,430	17.6
複合サービス業	18	0.5	378	1.2	18	0.6	335	1.1
サービス業（他に分類されないもの）	222	6.2	1,808	5.6	201	6.2	1,809	5.9
総計	3,574		32,058		3,225		30,854	

（資料）総務省統計局『経済センサス』

また、本市の事業所数の推移に従業者規模別にみると、2021年（令和3年）における従業者数5人未満の事業所は266事業所（12.2%）減少しており、小規模事業所が多く廃業している状況となっています（表2-3）。

表2-3 従業者規模別市内事業所数の推移

	2016年	2021年
1～4人	2,177	1,911
5～19人	1,055	965
20人以上	326	340
出向・派遣従業者のみ	16	9
合計	3,574	3,225

（資料）総務省統計局『経済センサス』

(5) 事業所新設・廃業

2016年（平成28年）から2021年（令和3年）までの5年間における新設事業所数及び廃業事業所数は、全産業で新設が674事業所、廃業が1,036事業所となっています。産業別にみると、「卸売業・小売業」では新設事業所が156事業所で最も多い一方、廃業事業所も292事業所で最も多くなっています。その他ほとんどの産業で廃業事業所数が新設事業所数を上回っています（表2-4）。

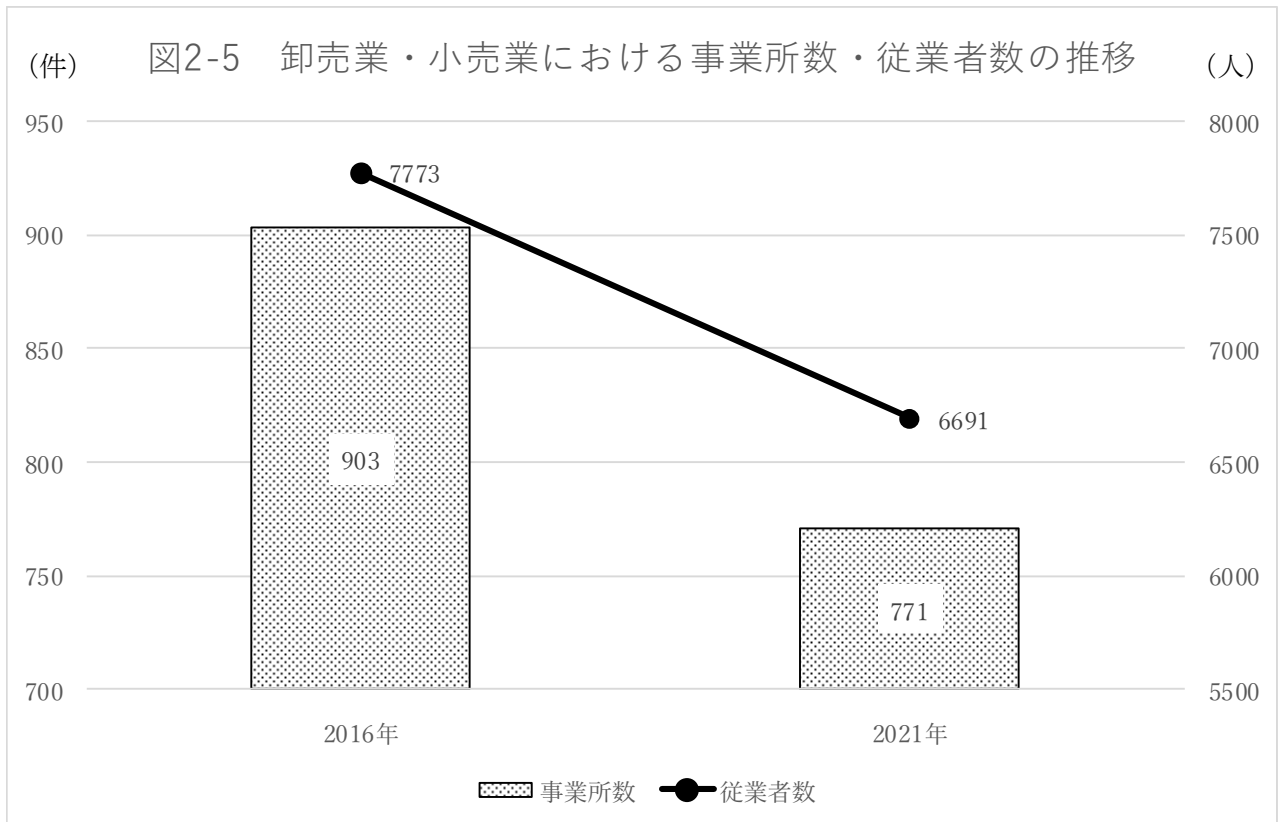
表2-4 産業別新設事業所数・廃業事業所数

	新設事業所	廃業事業所
全産業（公務を除く）	674	1,036
農林漁業	12	3
建設業	48	86
製造業	43	86
情報通信業	14	5
運輸業、郵便業	14	14
卸売業・小売業	156	292
金融業、保険業	10	11
不動産業、物品賃貸業	42	83
学術研究、専門・技術サービス業	30	22
宿泊業、飲食サービス業	57	148
生活関連サービス業、娯楽業	64	105
教育、学習支援業	30	48
医療、福祉	115	76
複合サービス業	3	4
サービス業（他に分類されないもの）	36	53

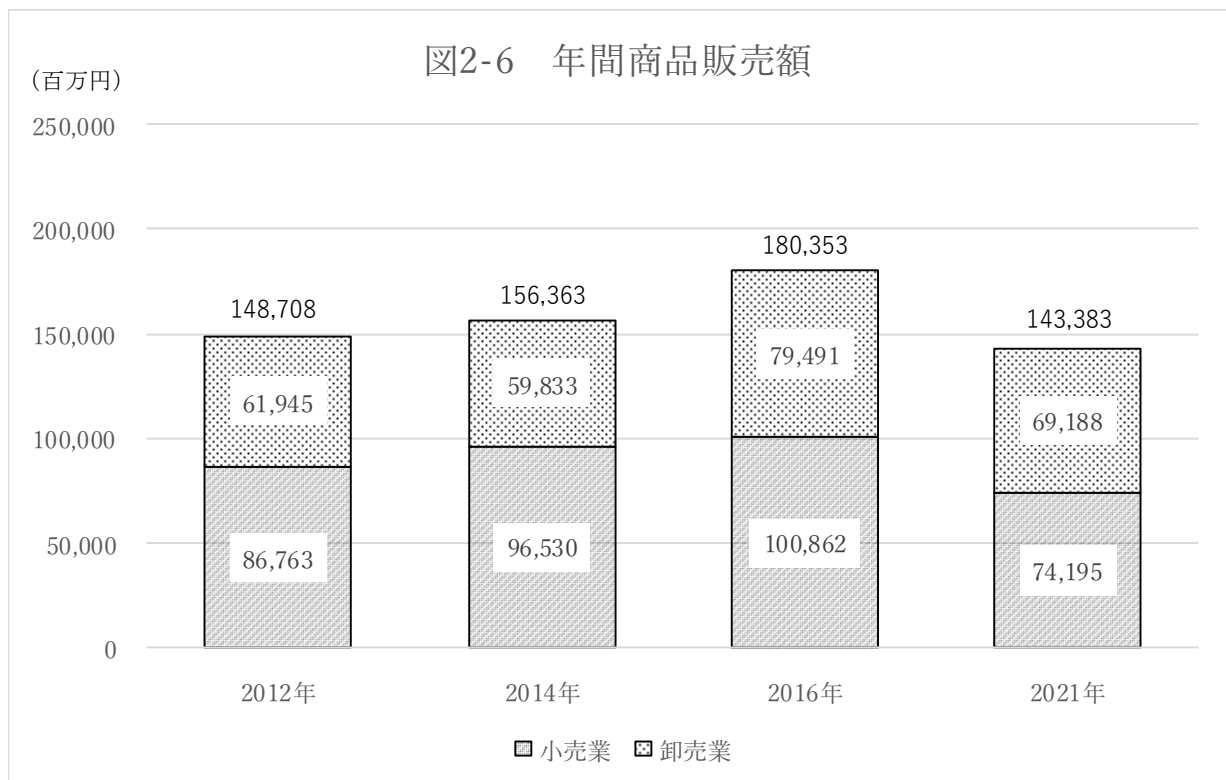
（資料）総務省統計局『経済センサス』

(6) 商業

商業分野において、本市の卸売業・小売業の事業所数は、減少傾向がみられ、2016年（平成28年）から2021年（令和3年）までの5年間で132事業所（14.6%）減少しています。従業者数も事業所数と同様の動きを示し、同期間で1,082人（13.9%）減少しています（図2-5）。



本市の卸売業・小売業の年間商品販売額は、2021年（令和3年）で1,433億8千3百万円となっています。2012年（平成24年）から増加傾向で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により2016年（平成28年）から2021年（令和3年）までの5年間で年間商品販売額が減少しました（図2-6）。



(7) 工業

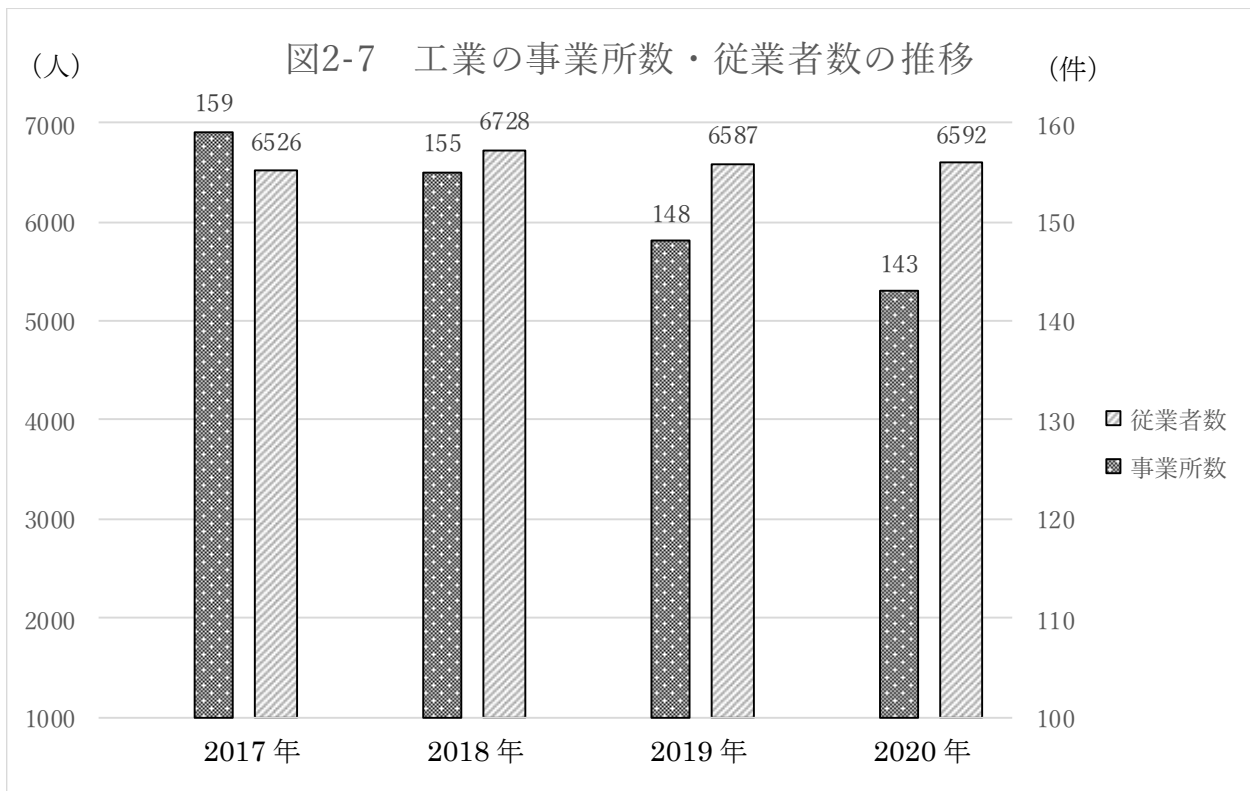
工業における2016年（平成28年）と2021年（令和3年）の業種別事業所数・従業者数を比較すると、多くの業種で事業所数及び従業者数が減少しております。そのような中、事業所数は減少しているものの、従業者数が増加している業種があります。これは、非正規労働者の雇用の増加によると思われます（表2-5）。

表2-5 業種別事業所数・従業者数（工業）

鴻巣市	2016年				2021年			
	事業所数	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
食料品製造業	30	9.4	616	8.6	27	9.8	611	9.0
飲料・たばこ・飼料製造業	—	—	—	—	1	0.4	4	0.1
繊維工業	19	5.9	429	6.0	16	5.8	444	6.5
木材・木製品製造業	3	0.9	79	1.1	2	0.7	38	0.6
家具・装備品製造業	9	2.8	23	0.3	5	1.8	13	0.2
パルプ・紙・紙加工品製造業	10	3.1	379	5.3	10	3.6	355	5.2
印刷・同関連業	16	5.0	580	8.1	12	4.4	351	5.2
化学工業	11	3.4	229	3.2	12	4.4	303	4.5
石油製品・石炭製品製造業	—	—	—	—	1	0.4	1	0.0
プラスチック製品製造業	38	11.9	729	10.2	34	12.4	868	12.8
ゴム製品製造業	7	2.2	63	0.9	5	1.8	56	0.8
なめし革・同製品・毛皮製造業	5	1.6	51	0.7	3	1.1	34	0.5
窯業・土石製品製造業	7	2.2	157	2.2	5	1.8	124	1.8
鉄鋼業	6	1.9	325	4.6	3	1.1	52	0.8
非鉄金属製造業	2	0.6	5	0.1	2	0.7	21	0.3
金属製品製造業	30	9.4	428	6.0	22	8.0	392	5.8
はん用機械器具製造業	5	1.6	72	1.0	13	4.7	88	1.3
生産用機械器具製造業	25	7.8	401	5.6	31	11.3	527	7.7
業務用機械器具製造業	19	5.9	175	2.5	11	4.0	97	1.4
電子部品・デバイス・電子回路製造業	7	2.2	170	2.4	6	2.2	199	2.9
電気機械器具製造業	21	6.6	1,071	15.0	17	6.2	1,014	14.9
情報通信機械器具製造業	3	0.9	127	1.8	4	1.5	107	1.6
輸送用機械器具製造業	19	5.9	444	6.2	9	3.3	271	4.0
その他の製造業	28	8.8	579	8.1	24	8.7	837	12.3
総計	320		7,132		275		6,807	

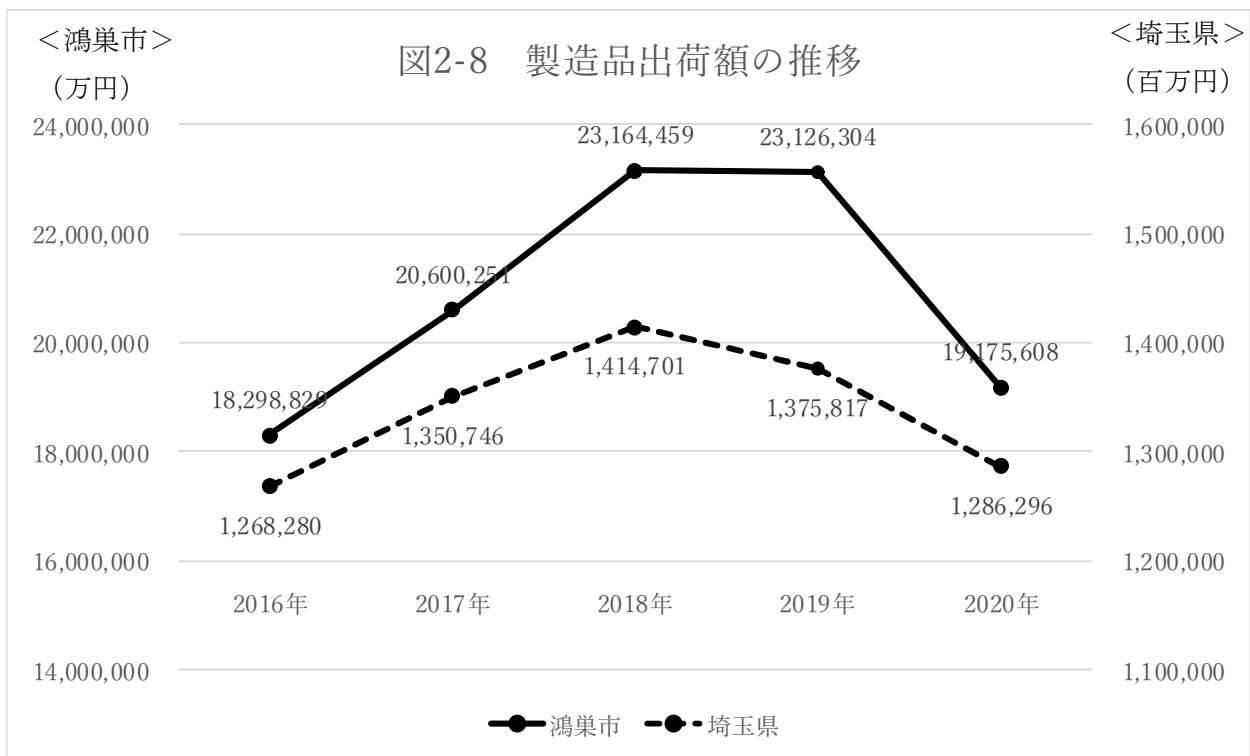
（資料）総務省統計局『経済センサス』

また、2017年（平成29年）から2020年（令和2年）における工業の事業所数・従業者数の推移では、事業所数は減少しておりますが、従業者数は横ばいとなっております（図2-7）。



(資料) 統計こうのす

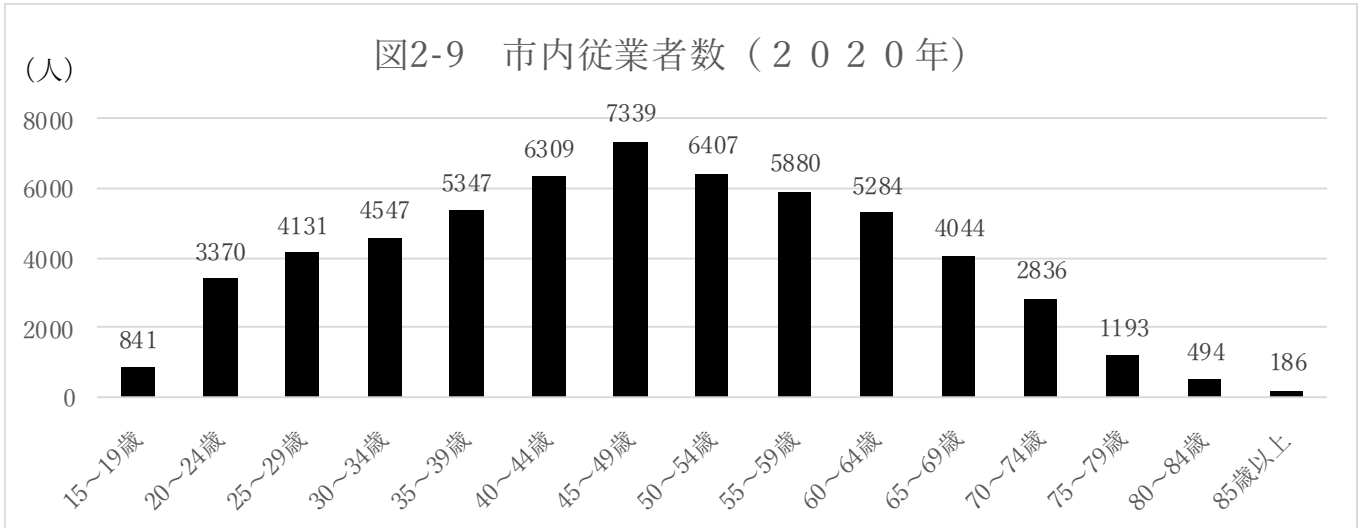
製造品出荷額の推移をみると、本市は埼玉県と同様の動きを示し、2018年(平成30年)まで増加傾向でしたが、2019年(令和元年)に減少に転じました。これは、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が考えられます(図2-8)。



(資料) 総務省統計局『経済センサス』

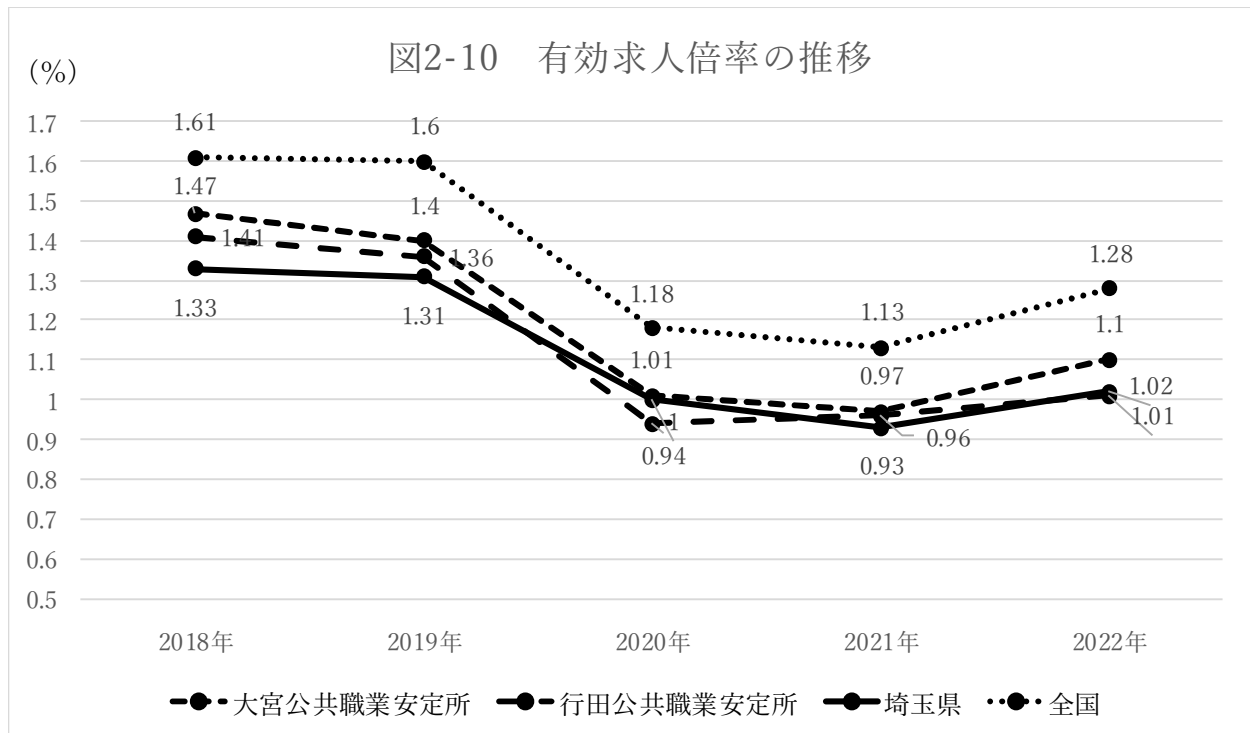
(8) 就業・雇用

市内従業者の年齢構成は40～50代の従業者が最も多くなっていますが、60代以上も多く、20代以下が少なくなっています。今後、定年退職に伴い第2の就業の場を求める高齢者が増加する可能性と、退職者の穴を埋める雇用のため、若年者への求人が増える可能性があります(図2-9)。



(資料) 統計こうのす

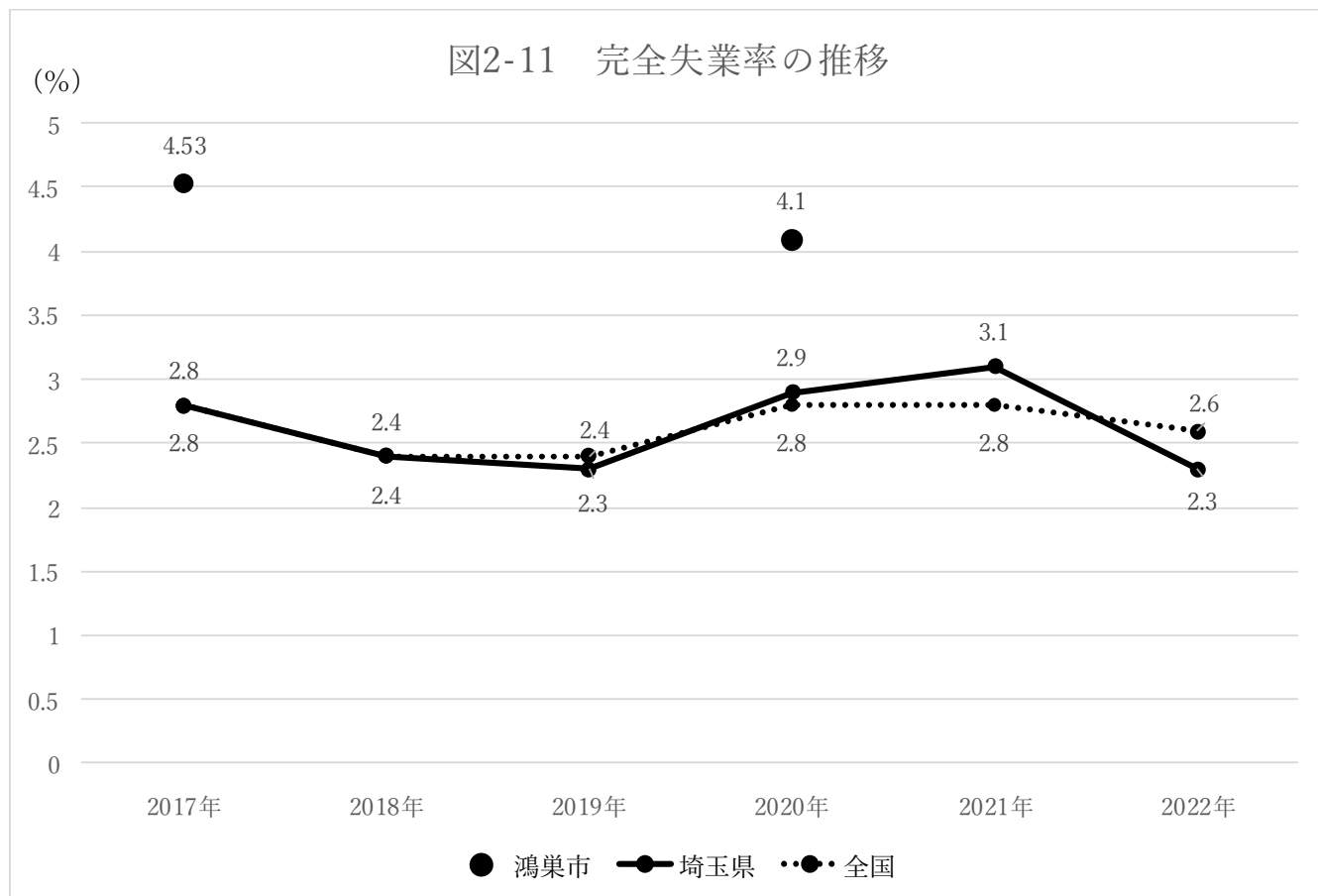
また、鴻巣管轄の有効求人倍率を見ると、埼玉県の推移と大きく変わりありませんが、全国平均よりは低く推移しています。2020年(令和2年)には新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に下がりましたが、その後は回復傾向にあります(図2-10)。



(資料) 大宮公共職業安定所 管内業務統計、行田公共職業安定所 管内業務統計
厚生労働省「職業安定業務統計」

鴻巣市の完全失業率を見ると、埼玉県や全国平均と比較して高い値となっています。

なお、完全失業率については、埼玉県や全国平均ともに2019年（令和元年）以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による廃業等で上昇傾向を示していましたが、2022年（令和4年）には減少傾向となっています（図2-11）。



（資料）厚生労働省「職業安定業務統計」
平成27年国勢調査
令和2年国勢調査

第3章 方針の基本的な考え方

1 基本理念

本方針は「鴻巣市中小企業及び小規模企業振興基本条例」に基づき、その具現化を図ることを目的としていることから、条例が掲げる基本理念を本方針の基本理念とします。

【基本理念】

- (1) 中小企業等の自らの創意工夫及び自主的な努力が尊重されること。
- (2) 地域経済の発展、雇用の創出及び市民生活の向上に資すること。
- (3) 市、中小企業等、商工会、大企業、金融機関、教育機関及び市民が中小企業等の果たしている役割の重要性を理解し、連携及び協力をすること。

2 将来像

「しごと」に携わる「ひと」がいきいきと働き、市内外でモノやサービスが消費される環境を創り上げることで『にぎわいと活力と魅力を創出できるまちづくり』を目指す。

3 振興方針

「将来像」の実現に向け、次の4つの行動方針を意識して各分野における施策を進めていきます。

【行動方針1】 事業所の経営支援

【行動方針2】 起業・事業開発の支援

【行動方針3】 就労の促進と働きやすい職場づくり

【行動方針4】 企業誘致・定着の推進

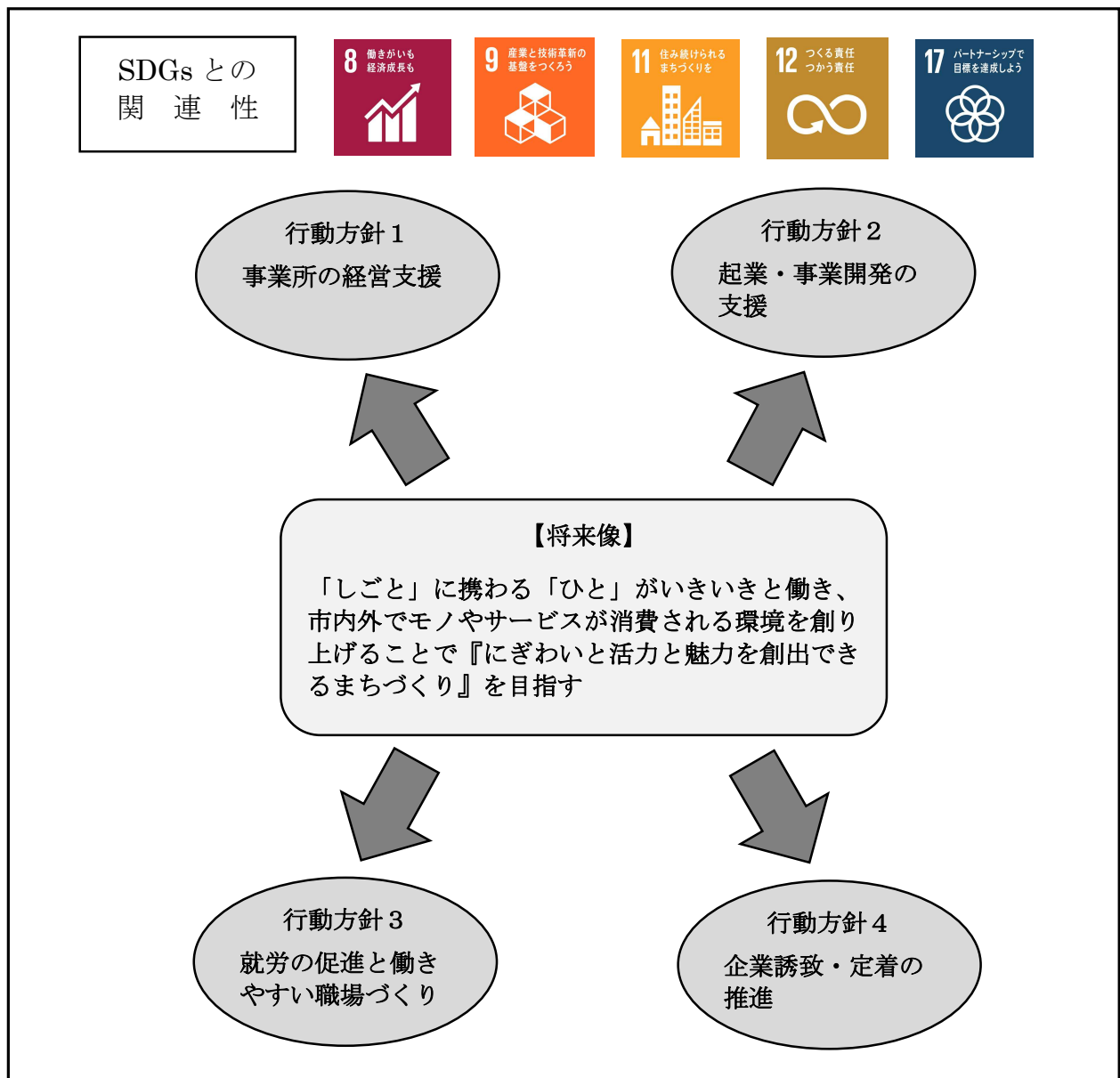
4 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた方針の推進

SDGsとは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの国際目標です。

SDGsでは「地球上の誰1人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な世界を実現するために17の目標と169のターゲットが掲げられています。

SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題であり、持続可能で多様性との包摂性のある社会の実現を目指す考えは、「今後も安定した市民生活の基盤を維持し、まちの活性化を推進するとともに、地域経済の持続可能な発展を図る」を前文に謳う鴻巣市中小企業及び小規模企業振興方針の考えと一致するものです。

本方針に掲げる各事業を推進するにあたっては、SDGsを意識し、地域や関係団体などと連携しつつ、市民の最善の利益が実現される社会を目指します。



第4章 行動方針と具体的な取組

行動方針 1 事業所の経営支援

現状と課題	<p>中小企業・小規模企業は、資金や人材といった経営資源が限られており、少子高齢化や経済活動の国際化、情報化、景気動向等の構造変化の影響を受けやすく、特に小規模事業者において厳しい立場に置かれています。</p> <p>本市においても、経営者や従業員の高齢化を背景とした後継者不足等による廃業で事業所数が減少しています。地域経済振興のためには、市内事業者の安定した経営が不可欠であり、持続可能な経営支援と経営基盤の強化が大きな課題となっています。</p>
基本的方向	<p>持続的なまちの発展を図る上でも、商店会等が行う商業振興のための活動支援及び鴻巣市商工会が実施する事業者への経営支援や各種事業に対し支援を検討することで、事業所の経営改善を図るとともに、新たに事業承継の施策も実施します。</p>
取組内容	<p>○経営支援【市、商工会、金融機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、団体等との連携のもと、経営相談、指導等の支援を行います。 ・中小企業庁等が設置する相談窓口や各種セミナー、研修等に関する情報提供を行います。 ・国の補助事業である「小規模事業者持続化補助金」の採択事業者等が売上拡大、販路拡大等に取り組むために必要な支援策を検討します。 ・店舗の魅力向上及び来店者の増加を図るため、店舗を改装して事業を行う者に対する支援策を検討します。 ・市内の中小企業、小規模事業者の事業振興を図るため、金融機関と連携し、運転資金や設備資金など必要な資金の融資斡旋や各種融資制度に関する情報提供を行います。 ・積極的な設備投資や事業展開を促すため、特定の融資制度を利用した場合に利子補給を行い、金利負担の軽減を図ります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><関連例規></p> <p>鴻巣市小規模企業融資規則</p> <p>鴻巣市小規模企業融資規則実施要綱</p> <p>鴻巣市中小企業融資制度資金利子補給要綱</p> <p>鴻巣市小規模企業融資資金利子補給規程</p> </div>

取組内容	<p>○事業承継のための支援【市、商工会】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 関係機関との連携のもと、事業承継をきっかけに新しい取組を始める第二創業の支援を行います。・ 事業の存続に関する様々な課題の解決を支援する公益機関として事業承継の相談対応やM&Aのマッチング等を通じて中小企業者等の事業承継をワンストップで支援する埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター等を活用し、地域における事業承継支援体制の強化に取り組みます。
------	---

行動方針 2 起業・事業開発の支援

<p>現状と課題</p>	<p>本市は中小企業、小規模事業者によって商工業の根幹が支えられていますが、現状としては、中小企業、小規模事業者の高齢化等により、事業所数が減少し、空き店舗の増加、ひいては地域経済の停滞が懸念されます。</p> <p>そのような中、地域活力を維持し、本市経済が発展していくためには、既存事業者の育成・振興に加え、起業による新たな産業の担い手の増加への取組や中小企業等の生産性向上や新事業展開、更には新たな市場の開拓が喫緊の課題となっています。</p>
<p>基本的方向</p>	<p>潜在的な起業意欲を持つ人を掘り起こし、市内での起業数を増やすために、起業支援や技術革新、生産性向上のための環境整備は重要です。</p> <p>また、近年は多様な働き方を選択できる社会であることから、様々な起業形態に対応した仕組みを作る必要があります。</p> <p>鴻巣市商工会や金融機関と連携した融資制度や創業相談などによるサポート体制の強化を図るとともに、各種補助金の活用や空き店舗対策の実施による地域活性化に取り組む起業者を支援します。</p>
<p>取組内容</p>	<p>○起業・副業支援【市、商工会、金融機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 起業のための創業相談、セミナー等の開催や情報提供を行います。 ・ 市内において起業をする中小企業者等に対して補助金の交付を行います。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><関連例規> 鴻巣市がんばる起業家支援補助金交付要綱</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国により認定を受けた創業支援等事業計画に基づき、商工会や金融機関、埼玉県産業振興公社と連携した支援を行います。 ・ 多様な働き方の推進として副業支援制度を検討します。 ・ 関係機関との連携のもと、事業承継をきっかけに新しい取組を始める第二創業の支援を行います。(再掲)

<p>取組内容</p>	<p>○空き店舗対策の推進【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の空き店舗を活用した起業を支援するために補助金を交付するとともに、空き店舗を起業者支援施設として活用することを検討します。 ・空き店舗対策事業費補助金の利用促進のため、要綱等の見直しを図ります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><関連例規> 鴻巣市商店街空き店舗対策事業費補助金交付要綱</p> </div> <p>○事業開発の支援【市、商工会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等経営強化法により策定された先端設備等導入計画に基づき、中小企業者が労働生産性向上のために新たな機械を導入し、事業開発に取り組むことに対する支援を行います（固定資産税の優遇措置）。 ・市内事業者で構成されるグループが市内商業の活性化及びコミュニティづくりを図るため共同でイベントを開催する等、新たな取組を実施する際に補助金の交付を行います。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><関連例規> 鴻巣市事業者連携支援事業補助金交付要綱</p> </div>
-------------	---

行動方針3 就労の促進と働きやすい職場づくり

<p>現状と課題</p>	<p>本市は、有効求人倍率が増加傾向ではあるものの、完全失業率が全国や埼玉県平均よりも高い状況にあります。また、市内従業者においては中高年齢者に比べ若年者が少ないことが現状です。今後は中高年齢者の熟練技能者の退職等により、人材確保が難しくなることが考えられます。</p> <p>また、今後は子育て中の方の再就職や高年齢者の求職者増加が予想されるため、就労機会の提供を継続するとともに、就業後に勤労者が安心して働けるよう健康管理制度の充実、キャリアチェンジのためのスキルや知識の習得機会の提供、社会人の学び直しであるリカレント教育の周知といった多様な働き方のニーズに対応していくことが今後の課題となります。</p>
<p>基本的方向</p>	<p>市内事業者の人材確保と多様な人材の活躍を促進するため、若年者や子育て中の方、高年齢者など、あらゆる世代に就労機会を提供するとともに就業後の定着を促進することで、次代を担う人材の確保に取り組みます。</p> <p>また、幅広い世代が働きやすい職場環境づくりに向け、市内就業者が今後も安心して働き続けることができるよう、中小企業等の従業者に対する健康促進や相談の場を提供します。</p> <p>さらに、企業が求める人材育成を促進し、多様な人材が地域で活躍できるよう、国や県と連携してリスキリング、リカレント教育を推進します。</p>
<p>取組内容</p>	<p>○雇用の創出及び確保【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジョブサポートこうのす就労支援センターにて職業相談・職業紹介事業を行うとともに、年代別の就職支援セミナーを開催し、再就職を支援することで雇用の創出を図ります。 ・家庭外で働くことが困難な者に対し、内職に関する相談・斡旋を行います。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><関連例規> 鴻巣市内職相談実施要綱</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・国や県などから送付されたリーフレット等による情報提供を行うことで、就労促進や定着を図ります。 ・中小企業者の雇用促進対策の一環として、中小企業退職金共済制度等の普及・啓発を図るとともに、退職金掛金の助成制度を検討します。 ・埼玉県産業振興公社が実施する中小企業者等の人材確保を目的とした補助金制度の周知を図ります。

<p>取組内容</p>	<p>○勤労者の健康促進【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業等で働く勤労者の健康管理体制を促進するため、従業員の定期健康診断を行う事業者に対し補助金の交付を行います。 <div data-bbox="488 367 1398 517" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><関連例規> 鴻巣市中小企業勤労者定期健康診断料補助金交付要綱 鴻巣市生活習慣病健診料補助金交付要綱</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護、子育て、病気治療に関する主な支援制度、サービスの相談を受け、国や県などの関係機関へ迅速に取り次ぎます。 <p>○リスクリング・リカレント教育の推進【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育機関と連携し、埼玉県が実施しているキャリアチェンジ促進事業等のリスクリングや、ハローワークが実施している希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識を習得する公的職業制度等のリカレント教育の周知を図ります。
-------------	---

行動方針4 企業誘致・定着の推進

<p>現状と課題</p>	<p>中小企業・小規模企業の振興にあたっては、本市で起業したい、事業を継続したいと思える魅力ある事業環境の整備を図っていく必要があります。本市における事業所数は減少しているため、地理的条件や交通アクセスに加え、企業立地や起業の際の支援体制などの優位性を高めていくことが重要です。</p> <p>しかし、近年問題となっている人口減少や高齢化、若年層の流出により、適切な人材確保が難しく、誘致した企業が撤退する可能性が考えられます。企業の撤退は地域経済の悪化だけでなく失業者が増加するリスクもあります。そのため、誘致企業の地域への定着性を高めることは、企業誘致と一体として実現すべき重要な課題です。</p>
<p>基本的方向</p>	<p>新たな企業誘致の一助となるよう、企業誘致奨励金、先端設備等導入促進計画の認定により本市への企業誘致を推進します。</p> <p>また、本市で操業する企業が末永く操業を継続し、成長発展できるよう、国や県との連携を深め、研究を重ねる中で、企業誘致と定着について多角的な施策を検討します。</p>
<p>取組内容</p>	<p>○企業誘致奨励金の交付【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所を新設、増設、又は移設する企業に対し優遇措置として、奨励金を交付します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><関連例規> 鴻巣市企業誘致条例</p> </div> <p>○工業用地等の情報収集【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の空き地や空き工場の情報を収集し取りまとめ、情報の共有化と発信を図り、有効利用を図ります。 <p>○企業誘致・定着に関する支援【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内へ新たにオフィス・サテライトオフィス等を設置した企業への支援策を検討します。 ・市内企業へのヒアリング調査を行い、立地後の現状や課題を把握し、課題解決に取り組むことで定着性を高めます。

【資料編】

鴻巣市中小企業及び小規模企業振興基本条例

令和3年12月24日条例第39号

鴻巣市は、東京都心から50キロ圏内に位置し、古くは江戸時代より中山道の宿場としてにぎわうとともに人形の産地として栄え、現在ではJR高崎線や国道17号が市域を縦貫するほか、首都圏中央連絡自動車道、東北縦貫自動車道への良好なアクセスを生かした交通の要衝として、また、花と緑に彩られた自然豊かな住環境を享受できるまちとして発展してきました。

このような背景を持つ私たちのまち鴻巣に立地する中小企業及び小規模企業は、地域の雇用と経済を支え、伝統と文化の継承に寄与し、にぎわいを創出するとともに、鴻巣市のまちづくりにおいても地域社会の担い手として市民生活の向上に重要な役割を果たしてきました。

一方で、急速に進行する少子高齢化・人口減少や、経済活動のグローバル化、消費需要の多様化など経済的社会的環境が大きく変化する中で、中小企業及び小規模企業の多くは、売上の低迷や労働力不足、後継者不足など様々な課題に直面しています。

このような中、今後も安定した市民生活の基盤を維持し、まちの活性化を推進するとともに、地域経済の持続可能な発展を図るためには、地域社会全体が、中小企業及び小規模企業の果たす役割を理解し、協働して中小企業及び小規模企業の振興に向けた取組を実施していくことが重要です。

そのためには、中小企業及び小規模企業の振興を市政の重点課題と位置付けるだけでなく、その基本理念を地域社会全体で共有することが必要であることから、地域経済と地域社会の発展を一体となって目指すための指針として、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）の振興に関し基本となる事項を定めるとともに、市、中小企業等、商工会、大企業、金融機関、教育機関及び市民それぞれの責務等を明らかにすることにより中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済及び地域社会の発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。次号において「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。

- (2) 小規模企業 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (4) 大企業 中小企業等以外の事業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行法（昭和56年法律第59号）に基づく銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）に基づく信用金庫、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく信用組合及び農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (6) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校であって、市内において教育活動を行うものをいう。
- (7) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業等の自らの創意工夫及び自主的な努力が尊重されること。
- (2) 地域経済の発展、雇用の創出及び市民生活の向上に資すること。
- (3) 市、中小企業等、商工会、大企業、金融機関、教育機関及び市民が中小企業等の果たしている役割の重要性を理解し、連携及び協力をすること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念に則り、中小企業等の振興を目的とする方針を定め、施策を明確にするとともに、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 市は、中小企業等、商工会、大企業、金融機関、教育機関及び市民と連携を図りながら、方針に基づく施策の策定及び実施に努めなければならない。
- 3 市は、施策の実施に当たっては、国、県その他関係機関との連携及び協力に努めるものとする。

（中小企業等の役割）

第5条 中小企業等は、経済的社会的環境の変化に対応して自主的に事業活動の向上及び改善に努めるものとする。

- 2 中小企業等は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、人材の育成及び雇用環境の充実を図り、従業員が生きがい及び働きがいを得ることができる職場づくりに自主的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 中小企業等は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（商工会の責務）

第6条 商工会は、中小企業等の経営の改善及び革新を促進するための取組を積極的に行うものとする。

2 商工会は、中小企業等の的確な実態把握に努め、自らの事業活動に反映させるとともに、会員相互の関係強化及び多様な主体との連携を図るものとする。

3 商工会は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第7条 大企業は、中小企業等の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 大企業は、事業活動を行うに当たっては、中小企業等との連携及び協力を努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、中小企業等の経営の向上及び改善に対する支援に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第9条 教育機関は、学生、生徒、児童及び幼児（次項において「学生等」という。）に対し、中小企業等の事業活動が地域経済及び地域社会の発展に果たす役割を学習する機会を設けるよう努めるものとする。

2 教育機関は、学校教育の一環として、中小企業等その他の多様な主体と連携し、職場体験その他の学生等の職業観及び勤労観を育む取組を実施し、将来の地域を担う人材の育成に努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業等の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に資することを理解し、市内消費等を通じて、中小企業等の振興に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

鴻巣市中小企業及び小規模企業振興方針

鴻巣市 環境経済部 商工観光課

〒365-8601 鴻巣市中央1番1号

電話 048-541-1321 (代表)

FAX 048-577-8461